

# 平成 24 年度第 1 回尼崎市社会保障審議会会議録

## 1 日時

平成 24 年 4 月 24 日（火）午後 5 時～午後 6 時 30 分

## 2 場所

尼崎市立小田公民館 ホール

## 3 出席者

（委員）

上野委員、小笠原委員、勝木委員、狩俣委員、川野委員、後藤委員、鈴木委員、須田委員、高山委員、田中委員、田邊委員、内藤委員、濱名浩委員、濱名美里委員、早川委員、広瀬委員、弘中委員、福村委員、藤井克祐委員、藤井博志委員、藤原委員、松澤委員、松原委員、松村委員、宮崎委員  
（市関係者等）

市長、健康福祉局長、こども青少年局長、健康福祉局次長、福祉部長、保険部長、福祉事務所長、障害福祉課長、自立支援担当課長、高齢介護課長、介護保険事業担当課長、保護第 2 担当課長、生活支援相談課長、計画調整課長、福祉課長

（事務局）

皆様、お待たせいたしました。定刻となりましたので、ただ今から平成 24 年度第 1 回尼崎市保障審議会を開会させていただきます。

委員の皆様方には、何かとお忙しい中ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。委員長が決まりますまで、進行役を務めさせていただきます福祉課の富奥でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、本日の委員の出欠状況について事務局より、ご報告申し上げます。

（事務局）

現在の出席委員は、37 名中 25 人でございます。

尼崎市社会保障審議会規則第 4 条第 1 項に規定により、会議の定則数は半数とさせていただいておりますので、会議は成立しております。なお、本日の傍聴人は、0 人でございます。

## 1 委員委嘱

## 2 市長挨拶

## 3 委員紹介

## 4 委員長、副委員長の選出について

（事務局）

それでは、次第の「4 委員長、副委員長の選出について」に、進めさせていただきます。

当審議会は、規則第 2 条第 1 項に基づき、「委員長」、「副委員長」を置くこととなっております。

また、「副委員長」は、規則第2条第4項に基づき、委員長が欠席の際等に、委員長の職務を代理者することとなっております。委員長及び副委員長の選出は、規則第2条第2項に基づき、委員の互選により、選出していただくこととなっております。

それでは、委員長、副委員長の選出につきまして、ご意見をいただきたいと思います。

(委員)

従来どおり、松原委員に是非とも、委員長をお願いしたらと思います。この間の計画作成、全体の総合的な事業推進についての意見執行等考えまして委員長として最も適任ではないかと思います。合わせて、副委員長につきましても小西委員に従来どおりお願いできたらと思います。よろしくお願いいたします。

(事務局)

ただいま、委員から、「従来どおり松原委員に委員長を、小西委員に副委員長をお願いしてはどうですか」との意見がございましたが、皆様、いかがでしょうか。

(委員)

結構です。長年携わってこられました松原委員と小西委員に引き続きお願いしたいと思います。

(事務局)

「結構です」と「引き続きお願いしたい」とのお声をいただきましたので、松原委員に委員長を、小西委員には、副委員長にご推薦がありましたことを、事務局よりご報告いたします。

委員長、副委員長の選出が終わりましたので、規則第2条第3項に基づき、以後の議事進行は、松原委員長に委ねたいと思います。

それでは松原委員長、よろしくお願いいたします。

(委員長)

何年ぐらいこの委員会にかかわらせていただいたか、自分でも忘れるくらい長く、20数年になるかと思えます。

ただ、だいぶ社会福祉審議会も様変わりし、この様に拡充され、且つ専門分化されました。そういう意味では私としては、議事進行、ならびに各委員会の全体としての整合性を取らしていただくため、ご経験豊かな皆さんにお任せし、各委員会で作ってこられた計画、さらには市長も指摘されたPDCAサイクルを活用し、作ったら終わりではなく、それをどのようにより効果的の市民目線で運用していくかについて、各委員会からアドバイス、助言、ご批判等を挙げていただきたい。年に何回かの全体会でも各委員会同士の連絡を密にし、更なる尼崎市の福祉、あるいは、市政全体の尼崎市の市民社会発展のために、この委員会で何らかの貢献ができるよう共に頑張っていきたいと思えます。よろしくお願いいたします。

## 5、次第 担当する専門分科会について

(委員長)

それでは、早速ですが次第5「担当する専門分科会について」に移ります。

今年度より3年間、ご担当いただく専門分科会について、事務局から割振りの案を提示されています。各委員の皆様の専門性や日頃のご活動などを考慮した割振りになっていると思えますが、事務局

案のとおり、各専門分科会に、ご参画いただけますでしょうか。

(委員)

会長から「分科会の案について、どうですか」とのお声がありましたが、私は、昨年度、皆さんのお声を聞きながら障害者の福祉計画を作ってきました。拝見した名簿に、一緒にやってきた学識経験者の委員がお二人いなくなっています。新しい委員がどうのこうのというわけではありませんが、お二人とも大変熱心に携わっていらっしゃいましたし、ご一緒できるとばかり思っていただけに大変残念です。差しつかえなければお二人の委員がお辞めになった理由を聞かせていただけませんか。

(委員長)

はい、その前に、分科会の割り振りについて何か問題はありますかという問い合わせですので、これについて何かございませんか。

ご異議がないようですので、ご了解いただいたということでこの案件を進めたいと思います。また、委員の出入りについて、バックグラウンド情報がありましたら、ということですので、ご質問としてお受けしたいと思います。どうぞお願いします。

(障害者自立支援担当課長)

お一人は、公務多忙のため、継続がかなわないということでご本人からお申し出がありました。

もう一人につきましては、元々がここではなくて障害者福祉専門分科会の専門委員ですので、その件につきましては、ここでは控えさせていただきたいと考えております。よろしく願いいたします。

(委員長)

はい、それでは皆様ご異議がなかったということですので、次の報告事項に入りたいと思います。

## 6、次第 報告事項

### (1) 平成24年度主要取組項目について

(委員長)

それでは、「次第6」に移ります。今年度の尼崎市の主要取組について報告をお願いします。

資料には尼崎市全体の主要取組が掲載されておりますが、社会保障審議会の専門分科会に関連の深い取組について、簡単にご紹介いただきたいと思います。各専門分科会の事務局より、ご報告をお願いします。

(事務局)

福祉課長が資料に基づき説明するとともに、社会福祉協議会・地域福祉活動専門員を紹介する。続いて、計画調整課長、障害者自立支援担当課長、高齢介護課長、保護第2担当課長、生活支援相談課長が資料に基づき順に説明する。

(委員長)

ありがとうございました。大変、多彩な報告と事業内容でございました。

(1)の主要取組ですが、報告事項が続きますので、(2)の尼崎市の社会福祉協議会の「第3期地域福祉推進計画」についても続けてお願いします。

## (2) 尼崎市社会福祉協議会「第3期地域福祉推進計画」について

社会福祉協議会地域福祉課長より「第3期地域福祉推進計画」について説明。

### 7、次第 質疑応答

(委員長)

ありがとうございました。大変駆け足で行政及び社会福祉協議会からのご報告をいただきました。今のご報告に関し、部会で関わった委員の皆さんで補足しておきたいところ、特に「こういう思いでこういう事業を新たにしたのだ」とか、あるいは「“選択と集中”の結果これが見直しになったのだ」など、何か補足説明がありましたら、していただきたいと思いますが如何でしょうか。最後に説明のありました地域福祉推進計画については、委員が計画の策定委員長をしていただいているのですが、何かコメントがありましたらお願いします。

(委員)

ありがとうございます。社会福祉協議会の計画に関しましては、私自身は個々の委員としてではなく、一人の研究者として関わらせていただいたという立場でございます。6ページ・7ページのところは、先ほどご説明があったとおりなのですが、尼崎市の社会福祉協議会というのは少し他の地域と違った特徴を持っているということがあります。その上で前回の総会でも若干コメントさせていただきましたが、今回の市の地域福祉計画の内容が全体を鳥瞰する大変重要なものであると申し上げたと思います、あわせて社会福祉協議会が実働部隊としてどういう形で実際に事業を推進するか、社協の事業には必ずといっていいほど市民住民の皆様方のご協力、あるいは主体的な参加というのが大変重要になりますので、ここらあたりをどういうふうに具体化していくかということがポイントになるかと思ひ検討したものであります。そういう意味では先ほど最初にご紹介がありましたケアワーカーの皆様方のご覚悟というものがポイントになるかと思っております。特に行政の計画、社会福祉協議会の計画がこれまでは公民というひとつの割り振りがあったように思いますが、今の時点では、その両者がどれだけ連携・協働できるかというところのほうが非常に重要になってくることを意識して計画を策定させていただきました。よろしくお願ひいたします。

(委員長)

ありがとうございました。この社会保障福祉審議会及び専門部会からお願いしてきました地域福祉活動専門員も委員をはじめ委員も大変ご協力・推進していただきました。また市長をはじめ議会の皆様にも大変なご協力とご理解をいただきました。お蔭で、財政難の厳しい時代に6地区の配置という英断を下していただきました。ますます個別化することを、いかに立ち回りを予告し、地域のレベルでやっていくかという新たな試みをしていくことによって市民福祉の地平を開いていこうということでございます。そういう意味では市の計画と社協の計画とが両輪となって、実践がますます前に進むことを望みたいと思います。地域福祉だけに限らず、いろいろな事業のご報告もありましたので皆様のいろいろなご質問、ご意見をお受けしたいと思ひます。

(委員)

いつ頃でしたでしょうか、知的障害の人と、その方を保護する人との二人暮らしのご家庭で、何らかの事情で保護する人が亡くなられたため保護される側の人も餓死したり凍死したりして亡くなられ

たという痛ましい事件が相次ぎました。要援護といえば単身の高齢者とかですが援護者がいる場合、その援護者が亡くなられ残された人が自立できずに命を落としていくというようなことを、どういう形で命を守る援護につなげていければいいのか。また この辺の対象の洗い出しというのは非常に難しいかもわかりませんが。

一人暮らしに注目がいきがちですが、保護していた方が亡くなられ残された人が一人で生きていけないというような方々を洗い出し、見守りの対象の中に含めて、日々からのつながりが必要ではないかと思います。生活保護の方や見守りなど水際作戦で追い返されて生活ができなくなって餓死した事件がありますが、そうではなく障害者がいらっしゃる場合も同様のことが起こりうるので、そうした方々への新たな視点というのが今日の説明の中にはなかったように思います。これは新たに考えていくべき課題ではないかと思います。この小地域福祉活動の中で、そういう人たちをどう把握し、目を向けていくかという取り組みの検討が必要ではないかと強く思っています

(委員)

今のご意見に同感しています。地域福祉活動専門員の役割というものが大変重要になってくるし、この制度を作ったことを評価しています。地域の課題が広がり、複雑化してくる中で、先ほど自己紹介された5名の方々の顔を見ながら、正直なところ、つぶれなければいい、つぶれないようにというような期待と思いを持っています。と申しますのは、2年前にこの制度を作ったときに、市の職員が率先してやるべきではないかと質問させていただきました。これは、そこまで大事な役割をもっていて1名の方がひとつの地区を任されるというのは大変なことだろうなと思っていたからです。市の職員の皆様、課題もいっぱいある中でケアワーカーの方々が孤立しないように是非応援いただきたいとお願いすると同時に、6人のケアワーカーの皆さんも、孤立しないように、潰れないように頑張ってくださいとエールだけを送らせていただきます。

(委員長)

ありがとうございました。ほかの事業へのご質問でもコメントでも結構です。どうぞおっしゃってください。

(委員)

さきほどのお話も含めまして、コミュニティの希薄化で、現在、社協への加入率が59.4%と低下していることが、各家庭を掌握できない要因となっているのではないかと思います。私自身も町会の役員をしておりますと、社協に入ってくださらない方も増えてきたと実感しています。関わって欲しくないといわれるのですが、もし防災とかで連絡事項が取れなくなったときに困りますので、できるだけコミュニティには入っていただきたいとお願いして回っているわけです。

できれば、社協への加入率をもっともっと上げることで各家庭のつながりを密にできるのではないかと思います。

(委員長)

ありがとうございました。他にいかがでしょうか。

(委員)

子供についてとか、障害者とかお年寄りとか地域で見守っていくということが、今、行われているようにしています。

去年、私の地域で、離婚され、お父さんが子育てをされているが子供さんが起きてから寝るまでの間、お父さんがほとんど留守になるというご家庭の相談がありました。こういった状況を市も知っていて学校とも連携を取っていましたので、社協のかたも知っておられると思い、話をしたところ、聞いていなかったという事例がありました。今日、話を聞いていて、こういうことがおきるのは今進められようとしている事との関係で、何処が洩れていると考えておけばいいのか、とても大変なことをやろうとしているのですが、社協と市との関係がスムーズにいつているのかと疑問に思うようになりました。

こんなことが他にはないのでしょうか。スムーズにいつているのでしょうか。

(委員長)

いろんな事例がありますから、一般的にうまくいつているかそうでないかの判断は一概には難しいと思います。たぶん、そのケースも、どの地域で、どんなケースで、それは何歳の子で、どの時間帯で親がいないのか、育児放棄なのか、一時的に親がいない状態になるのかなど、個別のケースをじっくりと見ていかないといけません。市と社協だけの仕事でもありませんし、まずは親権というものがありますし、また親としての権利や義務でもありますので、それを放棄しているのかなど、判断はなかなか難しいことです。私たちはそういう人たちをどうやって見つけ出すかという発想もありますが、一方で、おせっかい社会というのはある意味で監視社会にもなりかねない。そういう意味では個人の市民的な自由を拘束しかねない。特に行政の持っている個人情報をもどのような形で活用するのか。市民のプライバシーを守るという権利と、もう一方では先ほど委員も指摘されたように、母親が急病で倒れ、赤ちゃんが残されたというような、明日はどうなるかわからないリスク管理を誰がするのか。家族単位では難しいですし、地域でそれをすると、地域はそこまで担えるか、担う人が手を挙げてくれるかなど現代社会特有の大変複雑な問題があります。ご質問の、うまくいつているのかという設問には一概にはお答えしにくいし、なじまないことかと思えます。ただ、そういう風な社会情勢になっている中で、どんな風にリスクを緩和していくか、行政だけでは負えない情報収集や実際のフォローアップをどのような形で市民、企業、NPO、町内会などの総合的なネットワークができるか、また、市民がそれを望むかどうか。そのところもリスクに入れてくださいと申しました。異常に気づくようなことをお願いしますというようなシステムを個人が納得しご了解の上で加入されるか、医療の世界でいうならインフォームドコンセントというようなものかもしれません。こうした点にも留意しなければいけません。現在の情報化社会での難しい問題をご指摘されたように思います。皆さんでもなんかそういうところで何か思いはございませんか。実際地域の中ではどこまでやるのが尼崎市として最大公約数的に望ましいのかとか、今はできないが2年後にはこうなっていたらいいというようなことで何か思いがありましたらどうぞ。

その他の委員の皆さんはいかがですか。

(委員)

初めての参加です。ずっと福祉に携わってきた者としても、一住民としても、こういう制度は凄いなとか、進んできているのだなと大変うれしく感じています。私の住んでいる大庄では、何かしますよとか、役に立つことはありませんかなどと言って、地域の方・社協の方など寄ってきてくださる人がたくさんいるのです。見事だなとか、こういう仕組みがあったのかとか、ここを整備してくれたの

だなど大変喜んでいますが。ただ、ひとつだけ気になるのは、制度だけでは人は育たないと思いますので、そこに中心になって関わっていく町会長さんは市の協力員でなくなったのでしょうか。そういう位置づけは残しておいてほしいと思います。しかし、現在の状況は素晴らしいですし、嬉しく思っています。

(委員)

社協さんの作られた計画は素晴らしいと思います。ただ市役所がどこでどう関わってくるのかが見えにくい。先ほども言われたように行政協力員という枠はずしてしまって社協の会長さんは便利使いという考え方もできますよね。民間の方ですので民間でやっていただくという考え方もあるとは思いますが、社協さんの書いておられる見本を見せていただいたとき、6ページ・7ページで、今、地域でいろいろな問題に携わっておられるのが民生委員さん、老人会、PTA を包括しているのが市社協さんの大庄だとか武庫・小田などの支部です。その中で尼崎市が協働・連携だけで行政としての役割で本当にいいのだろうか。尼崎市としての相対的な責任の取り方が薄くなってしまふ懸念があります。行政にしかできないこと、民生児童委員さんしかできないこともある。おせっかい社会の情報を一番にぎっているのが行政です。そのあたりの関わり方として協働・連携だけでなく行政としてどこまで主体になって責任を持つのかを明確にしないと、社協さんもがんばっている地域もそうでないところも出てきてしまいます。受け手である市民にとって住んでいる地域によって受けられるサービスが長期に渡って格差が生じるのは地域全体として見たとき大きな問題となる。それを防ぐためにも行政が動くところはきちっと動くというような主体性を持っていないといけないと思います。しかし最近、これは社協に、これはここに、という風になっているのではないかと思います。行政が主体性を持って取り組むということを確認してもらわないと困るのではないかと思います。また、それを明確にしないと担い手が疲れてきて、その運動も駄目になってしまうことにもなりかねません。そうならないためにも持続可能な担い手づくりと、担い手が育つまでを行政がしっかりと握ってもらう。その点を肝に銘じて行っていただきたい。仕組みづくりは素晴らしいですが、それを任せきりにしないでいただきたい。

(委員長)

これは公的責任の範囲、程度、とり方、例えば公設でやるのか、委託事業とするのかななどの重要な問題を提示されたと思います。とりわけ財政難時代の公的責任、とくにコミュニティミニマムというのをどこら辺に設定するのかを議会の中でも是非議論していただきたい。大変大きな議論ですので社会保障審議会では間に合いませんし、政治的な課題でもありますので是非議会の中で議論していただきたいと思います。ありがとうございました。

時間が来たのですが、他にコメントしておきたいという方はいらっしゃいませんか。先ほど、委員に振ってしまいましたので、ここで切ってしまうと失礼ですので委員お願いします。

(委員)

初めてなのでついていくのに必死でした。過去の議事録などを読ませたいいただきながら、こうなっている経緯を学習していたところです。

私は、児童専門分科会に入れていただくのですが、教育のところでは教育委員会という言葉が出てこないで、そこでの連携がどうなっているのか。また、話はそれるかもしれませんが、去年の秋、大

学の子育て支援をしている仲間と兵庫県内の各市町のさまざまな子育て支援のデータをとりました。その中で尼崎市は生活保護を受けている中で乳児が一番高い割合にあるという特徴的なデータが出てきました。その子ども達が健やかにそだっていくためには何が必要なのだろうかと考えたり、尼崎市男女共同参画条例と計画の策定に関わらせていただいた中で一番のキーワードは、暴力を許さないというところがありました。先ほど言われた虐待も暴力のうちに入りますが、そこらあたりも頭の中に回っている感じを覚えました。

(委員長)

ありがとうございました。このように議論がこれからも沸騰すると思います。かつ各分科会でもそういう風な場を設けていただいて、ますます大所高所にたったご議論をしていただき、行政ならびに市民への貢献をこの委員会から発信していきたいと思います。

定刻になりましたので、この辺で質疑を終わらせていただきたいと思います。それでは今後専門分科会で皆さんのご活躍をお願いしたいと思います。どうもありがとうございました。